

保育所等入所（園）のご案内（令和3年度）

西条市
保育・幼稚園課



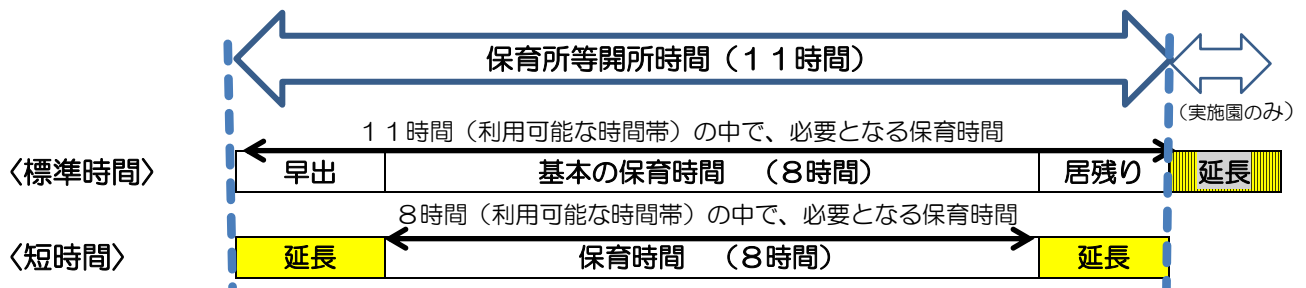
認定区分について

幼稚園（施設型給付）や保育所へ入所するためには、保育の必要性に応じた認定（教育・保育給付認定）を受ける必要があります。入所希望の方は、教育・保育給付認定申請と入所（園）申込みを併せて行います。（令和3年4月の認定証の交付は、3月上旬頃の予定です。）

認定区分	対象児童	認定期間	利用できる施設	必要書類
1号認定	満3歳～就学前 (2号認定を除く)	小学校就学前	幼稚園 認定こども園 (幼稚園部門)	・教育・保育給付認定申請書 兼 入所（園）申込書 ・その他必要書類
2号認定	満3歳～就学前 〔保護者の就労等により 保育を必要とする子ども〕	小学校就学前 〔保育を必要とする理由 に該当する場合〕	保育所 認定こども園 (保育部門)	・教育・保育給付認定申請書 兼 入所（園）申込書 ・保育を必要とする証明 (※裏面参照)
3号認定	0歳～満3歳未満 〔保護者の就労等により 保育を必要とする子ども〕	満3歳の前日まで 〔保育を必要とする理由 に該当する場合〕	保育所 認定こども園 地域型保育事業所等	・その他必要書類

保育の必要量（保育時間の区分）

2号・3号認定は、保護者の就労時間などに応じて「保育標準時間」と「保育短時間」に区分されます。（1号認定は教育標準時間の利用です。）



保育必要量の区分	標準時間	短時間
	月 120 時間以上勤務の方・妊娠、出産 など	月 64 時間以上勤務の方・求職活動・育児休業 など

※ 短時間に認定された方の保育時間 8 時間の受入時間は、各保育所（園）より決定されています。

※ 短時間で延長保育に該当する場合は、原則、別途延長料金が必要となります。

教育・保育給付認定申請兼入所（園）申込および現況届兼施設利用申込の受付期間・提出先

認定区分	入所時期	受付期間	提出先
1号認定	令和3年4月入園	※各園で異なりますので、直接お問い合わせください	第1希望の幼稚園・認定こども園
	5月以降の入園		
2号認定 3号認定	令和3年4月入所	R2年12月1日（火）～ R2年12月15日（火）	第1希望の保育所・認定こども園・地域型保育事業所
	5月以降の入所	入所希望月の前々月の月末まで	本庁保育・幼稚園課 又は 各総合支所市民福祉課

※ 2号・3号認定の4月入所希望の方で、第1希望の保育所等への提出が難しい場合は、本庁保育・幼稚園課又は各総合支所市民福祉課へ提出してください。

※ 5月以降の入所の場合、受付期限を過ぎた申込は翌月の選考となります。

提出が必要な書類【2号・3号認定】

教育・保育給付認定申請書兼入所（園）申込書及び現況届兼施設利用申込書と一緒に提出してください。

	保育を必要とする理由 ()は認定期間の限度	提出が必要な書類	書類チェック欄	
			父	母
1	会社等に常勤・パート等で勤務	雇用(内定)証明書	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	自営業・自営手伝い	就労状況確認書（民生委員の確認署名が必要） ※（株）・（有）など法人化の場合は雇用証明書も可	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	農業・漁業 等	就労状況確認書（民生委員の確認署名が必要）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	内 職	雇用(内定)証明書・タイムスケジュール・支給明細書 等	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
2	妊娠・出産 (出産予定日の月の前後各2カ月)	母子健康手帳（コピー）（母の氏名・出産予定日が確認できるページ）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
3	保護者の病气・障害等	診断書または身体障害者手帳等（コピー）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
4	病人(親族)の介護・看護等	介護(看護)申立書 介護対象者の診断書または状況がわかるもの(手帳等)（コピー）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
5	災害復旧	罹災証明書	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
6	求職活動・起業準備（最大3カ月間）	求職申立書・ハローワークの登録証等（コピー）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
7	就 学（就学期間終了月まで）	就学申立書・学生証（コピー）または在学証明書・カリキュラム	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
8	育児休業 ※保育所入所中の児童で継続利用が必要と認定されている方(育休取得対象児が満1歳になる前日まで)	雇用(内定)証明書 ※育休期間欄の記載があるもの	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
9	その他（DV・虐待 等）	※お問合せ先までご相談ください。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

※ 1の理由の場合は、1カ月64時間以上就労していることが必要です。

※ 提出が必要な書類は、父母それぞれ必要です。きょうだいで同施設に申込みの場合は父母1部でかまいません。

※ 必要書類が不足している場合は、原則受付できません。



入所の決定

4月入所の場合	令和3年2月下旬～3月上旬頃に入所承諾書発送予定
5月以降の入所の場合	入所希望月の前月の下旬頃に入所承諾書発送予定

※2号・3号認定は、入所可能児童数よりも多数のお申込みがあった場合は、先着順ではなく保育の必要性が高い順に市が利用調整をおこない入所を決定します。

保育料について

保育料は保護者の市民税の所得割額により毎年4月と9月に決定します。

保育料の期間	算定基準となる税	算定の対象者	保育料決定通知時期 (途中入所の場合は入所前月の下旬頃)
R3年4月～R3年8月	R2年度(H31年1月1日～12月31日の収入に基づく)市民税所得割額	児童の父母および扶養義務者	R3年4月中旬頃通知予定
R3年9月～R4年3月	R3年度(令和2年1月1日～12月31日の収入に基づく)市民税所得割額		R3年8月下旬頃通知予定

※ 無償化対象の方も、食材料費（主食費及び副食費）については施設ごとに定められた額をお支払いいただきます。（年収360万円未満相当世帯の子ども及び第3子以降の子どもについては副食費のみ免除となります）

※ 保育料を算定する市民税所得割額の計算には、「住宅借入金等特別税額控除」「配当控除」「寄附金税額控除」「外国税額控除」「配当割額・株式等譲渡所得割額控除」は適用されません。

※ 保護者の収入が生活保護基準額より少ない場合で、同居している祖父母等がいる場合、最多収入者の市民税額を合算し保育料を決定します。（住民票上別世帯になっていても同じ住所の場合は「同居」とみなします）

※ 市民税が未申告の場合は保育料の算定ができませんので、必ず申告をしてください。

算定年度の市民税が未確定の場合は、最も高い保育料で仮決定しますのでご了承ください。

保育料決定に必要な書類

下記に該当する場合は、教育・保育給付認定申請書兼入所（園）申込書及び現況届兼施設利用申込書と一緒に提出してください。

※ ③④⑤⑥は保育料の減額の確認に必要な資料です。提出がない場合は減額の対象になりません。
また、提出された場合でも、保育料の階層により減額とならない場合もあります。

①	令和2年1月1日時点で西条市に住民登録がない	令和2年1月1日時点で住民登録があった市区町村で、令和2年度課税証明書を取得し提出してください。（父・母） ※9月以降の入所を希望される場合は不要です。 ※マイナンバーで確認できる場合は省略できます。
②	令和3年1月1日時点で西条市に住民登録がない	令和3年1月1日時点で住民登録があった市区町村で、令和3年度課税証明書を取得し提出してください。（父・母） ※9月以降の保育料決定に必要です。 ※マイナンバーで確認できる場合は省略できます。
③	ひとり親家庭（母子・父子家庭）	<ul style="list-style-type: none"> ・児童扶養手当証書（コピー） ・ひとり親世帯等医療費受給者証（コピー） ・戸籍謄本（離婚日がわかるもの）（コピー可） ※いずれかを提出してください。
④	未婚のひとり親家庭	寡婦（夫）控除みなし適用申請書 + 添付書類 ※添付書類は下記のいずれかを提出してください <ul style="list-style-type: none"> ・児童扶養手当証書（コピー） ・戸籍謄本（婚姻歴がないことがわかるもの、3カ月以内発行） ※事実婚、生活保護受給者、市民税非課税世帯の場合は対象外です。
⑤	同居家族の中に身体障害者手帳等の交付を受けている方がいる	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳 ・療育手帳 ・特別児童扶養手当 ・精神障害者保健福祉手帳 ・国民年金の障害基礎年金証書 ※いずれかのコピーを提出してください。
⑥	きょうだいが未移行幼稚園（めぐみ幼稚園）や障がい児福祉施設に通園している	きょうだいの在園証明書 ※ 第2子・3子の減額対象となるため提出してください。 ※ 子ども・子育て支援新制度に移行した幼稚園は提出不要です。 ※ 認可外施設は対象外です。

寡婦（夫）控除みなし適用について

ひとり親家庭のうち、未婚（婚姻歴のない）のひとり親家庭の保育料の負担軽減を行う制度「寡婦（夫）控除みなし適用」を実施しています。

みなし適用を受けるためには、別途申請が必要です。詳しくは保育・幼稚園課、各総合支所市民福祉課保育担当までお問い合わせください。

※ 事実婚、生活保護受給者、市民税非課税世帯は対象外です。

マイナンバー（個人番号）の記載について

平成30年度から保育所（園）等入所の申請にあたり、「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」に基づき、教育・保育給付認定申請書兼入所（園）申込書にマイナンバーを記載していただくとともに、申込書提出の際に番号確認と身元確認をおこないます。また、主とする保護者以外の方（配偶者を含む）が手続きをする場合は、**委任状**が必要となります。



申込にあたっての注意事項

○ 育児休業からの復帰で新規入所を申込み場合（2号・3号認定）

育児休業から復帰するため入所を希望する場合は、復帰日の属する月の初日から（ただし、月の初日から起算して復帰日までの期間が14日に満たない場合は、前月の初日から）入所申込が可能となります。4月入所の場合は、育休終了日が5月13日までの方が対象です。それ以降取得している方で4月入所を希望する場合はご相談ください。

○ 妊娠・出産を理由に新規入所を申込み場合（2号・3号認定）

入所月が、出産予定日の月の前後2カ月の認定期間にかかる場合は「妊娠・出産」の理由で支給認定を受けるようになります。その後、育児休業取得の場合、育児休業期間中は保育所等を利用することはできません。育児休業以外の保育を必要とする理由がある場合など、継続利用を希望する場合は、各施設または保育・幼稚園課、各総合支所保育担当までお問い合わせください。

○ 転園を希望する場合（2号・3号認定）

4月から別の保育所等に変更したい場合は、「現況届兼施設利用申込書」を受付期間中に第1希望の保育所（園）等に提出してください。**新規申込と同じ扱いとなり、保育の必要性が高い順に利用調整をおこないます。**また、現在通園中の施設には継続できない場合もあります。

5月以降（年度途中）に、別の保育所等に変更したい場合は、変更を希望する月の前々月の月末までに「保育所変更申込書」と支給認定証を保育・幼稚園課または各総合支所保育担当まで提出してください。

○ その他

- ◆ 施設利用開始日は、原則、月の初日（1日）からとなります。（2号・3号認定）1号認定の方は施設にお問い合わせください。
- ◆ 保育料は月額です。入所後、ならし保育を行う場合や、病気や家庭の事情により登園できない場合も、在籍している間は保育料がかかります。月途中退所の場合は日割り計算します。
- ◆ 入所申込み後または入所後に退職、住所異動、婚姻（離婚）、妊娠・出産などで世帯の状況が変わった場合は、速やかに変更申請を行ってください。また、転職などで就労時間や勤務先等変更があった場合は、速やかに変更後の雇用証明書を提出してください。（2号・3号認定）
- ◆ 変更は、原則、**申請があった日の翌月初日から**適用されます。
- ◆ 入所後、「保育を必要とする理由」に該当しなくなった場合は、原則退所となります。（2号・3号認定）
- ◆ 保育料を滞納した場合は、西条市保育料滞納対策実施規程に基づき、地方税の滞納処分の例により処分することがあります。また、利用調整（選考）に影響があります。



【令和3年度保育所等施設におけるクラス年齢】

クラス 年齢	児童生年月日	入所期間（最大）	
		保育所・認定こども園	地域型保育事業所
5歳児	平成27年4月2日～平成28年4月1日	令和4年3月31日	
4歳児	平成28年4月2日～平成29年4月1日	令和5年3月31日	
3歳児	平成29年4月2日～平成30年4月1日	令和6年3月31日	
2歳児	平成30年4月2日～平成31年4月1日	令和7年3月31日	令和4年3月31日
1歳児	平成31年4月2日～令和2年4月1日	令和8年3月31日	令和5年3月31日
0歳児	令和2年4月2日～令和3年4月1日	令和9年3月31日	令和6年3月31日
	令和3年4月2日～令和4年4月1日	令和10年3月31日	令和7年3月31日



《お問合せ先》

市庁舎 本館 1階	保育・幼稚園課	保育・幼稚園係	0897-52-1337（直 通）
東予総合支所	市民福祉課	福祉係	0898-64-2700（内2113）
丹原総合支所	市民福祉課	市民福祉係	0898-68-7300（内2120）
小松総合支所	市民福祉課	市民福祉係	0898-72-2111（内2123）